

臨床美術学会・論文集投稿規程

第1条(発行の目的)

本学会誌は、学術的・実践的な臨床美術研究の構築と発展に寄与する研究成果の公刊・発表を目的とし、本学会員に研究発表の場を提供する。

第2条(名称)

本学会誌の名称を「臨床美術ジャーナル」とし、その英文名称をThe Journal of the Society for Clinical Artとする。

第3条(論文の種類)

投稿原稿:

1)原著論文

学術研究のオリジナルな著述であり、独創性・有用性などの観点から価値があり、得られたデータに基づいて新しい知見が論理的に示されており、臨床美術学の知識として意義の高いもの。なお、研究論文としての完成度が低い場合、研究報告としての採択を促すこともある。

2)研究報告

内容的に原著論文には及ばないが、結果の意義が大きく、臨床美術学の発展に寄与すると認められるもの。

3)事例報告

臨床美術学の発展に寄与すると考えられる優れた実践に関する報告。

4)総説

臨床美術学の特定のテーマについて多面的に国内外の知見を収集し、当該テーマについて総合的に学問的状況を概説し、考察したもの。個人的な見解や主張を論理整合的に展開した著述であり、学術的に客観化することを主眼としてはいない。

依頼原稿:

5)特集論文

編集委員会で決定した特集テーマに沿った内容であり、編集委員の推薦により編集委員会で決定した執筆者に対し執筆を依頼する。

6)解説

専門的な内容を、専門家以外にも理解できるよう平易に説明した著述。編集委員会において決定した執筆者に対し執筆を依頼する。

7)書評

会員に有用な文献の批評。単なる文献紹介にとどまらず、独創的な批評を含むもの。著者もしくは出版社等から書評掲載依頼があった場合は、編集委員会において採否を決定し、適切な執筆者に対し執筆を依頼する。

第4条(投稿論文)

本学会の年次大会で発表された研究論文にもとづく論文、および自由投稿論文とする。

第5条(投稿資格)

本学会誌に投稿・寄稿できる資格を以下の通りとする。

1)筆頭著者は、本学会の会員に限る。ただし、本会編集委員会が特に依頼した執筆者についてはこの限りではない。

2)共同著者は本学会の会員と共同研究を行う者に限る。

第6条(不正行為の禁止)

- 1) 投稿論文は未発表のものに限る。また、平行して他雑誌・媒体に重複投稿することはできない。
- 2) 捏造、改ざん、盗用の特定不正行為を行ってはならない。
- 3) 投稿された著述に特定不正行為があると編集委員会で認められた場合、該当の著述を本誌から取り下げる措置を行う。

第7条(執筆要領)

原稿の執筆に関しては、別途定める「執筆規程」によるものとする。

第8条(発行回数)

本学会誌は原則として年1回発行する。

第9条(審査)

投稿論文の審査は、原則として理事会によって選任された編集委員会により委嘱された学会内外の査読委員によって行われる。また、掲載予定の原稿については、執筆者に内容の検討を求めることがある。

第10条(原稿の返却)

投稿された原稿は、採否に関わらず原則として返却しない。

第11条(原稿料)

特別な場合を除き、執筆者に対し原稿料は支払わない。

第12条(掲載料金)

制限字数内であれば無料とするが、大幅に超過した場合の掲載料金、および大幅な加筆・変更によって生じた校正費用は実費を徴収することがある。

第13条(特殊印刷等の費用)

図版および写真印刷、カラー印刷などにより特別な印刷費用が発生する場合には、必要に応じて実費を徴収する。

第14条(著作権)

掲載された論文・記事の著作権は本学会に所属する。

第15条(規程の改正)

本投稿規程は理事会の議決により改正することができる。

附則

1. 平成24年(2012年)2月24日施行
2. 平成26年(2014年)5月一部改定
3. 平成27年(2015年)5月一部改定
4. 平成30年(2018年)3月一部改定